

重点戦略アクションプランの回答に関する追加質問2について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2016年7月20日）

福利厚生施設・課外活動施設を含めた施設整備について、「基本的には文部科学省が実施している施設整備費補助事業による整備を中心としつつ、様々な方策を検討する必要がある」との回答をいただきましたが、文部科学省ホームページでも公開されておりますように、国立大学法人等施設整備費予算額は年々減少しております。

また、平成28年3月29日文部科学大臣決定の第4次国立大学法人等施設整備5か年計画においては、耐震対策、老朽施設の改善整備が1つの柱となっていますが、宿泊施設については「4. 実施方針」のなかに「寄宿料や施設使用料などの一定の収入が見込まれる施設（宿泊施設、産学官連携施設等）については、国立大学法人等において、資金調達の方法や管理運営の形態などを比較検討し、長期借入金や民間資金等の多様な財源を活用した施設整備の可能性を検討する。」と書かれており、現状の宿泊施設から何らかの運営の見直しを迫られる可能性があるように感じます。また、支援施設、体育施設については言及がありません。

第3期中期計画のI(3)【15】において「課外活動の支援、課外活動施設の充実を行う。また、学生の社会貢献活動を支援する。さらに、学生の福利厚生施設を整備するとともに、学生寮については可能なものから順次再整備し、全体として拡充する。」とありますが、上のような状況下において、文部科学省の施設整備費補助事業によって福利厚生施設・課外活動施設等、学生生活の向上に寄与する施設の整備は可能なのでしょうか。

【回答】（回答日：2016年7月28日）

（財務部財務課より）

ご意見にもある通り、状況を踏まえた上で、「施設整備費補助事業による整備を中心としつつ、様々な方策を検討する必要がある」とし、検討を行っているところです。